

お知らせ

なんたん

発行
南丹市

特別号

平成29年
11月24日発行

<http://www.city.nantan.kyoto.jp/>

台風21号関連情報

この度の台風21号により被災されました皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

また、連日の復旧作業などにそれぞれのお立場で多大なるご尽力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

南丹市内においては、大雨と強風により各地で甚大な被害が発生しました。

市としましては、各関係機関と協力を密にして、一日も早い復旧ができますよう、できる限りの努力をしております。

南丹市長 佐々木稔納

自治振興補助金のお知らせ

被災した集会所やグラウンドなどのコミュニティ施設の復旧をするため、行政区が実施される災害復旧事業については、自治振興補助金を活用していただけます。

●**交付対象** 行政区

●**補助金額** 事業費最低額は20万円、対象経費の1/2以内で、200万円を限度に補助

※解体、撤去費、残土などの処分費や補修費も対象

※詳細はお問い合わせください。

☎**地域振興課**

☎(0771)68-0019

☎**各支所地域推進課**

☎**八木**(0771)68-0020

☎**日吉**(0771)68-0030

☎**美山**(0771)68-0040

京都府地域力再生プロジェクト支援事業

台風21号の豪雨などによる府内の被災地および被災者への支援に取り組みされるNPOや自治会などの民間団体の活動を、地域力再生プロジェクト支援事業交付金で支援します。

●**募集締切** 11月30日(木)

●**対象事業例** 災害で発生した土砂・がれきの除去、被災家屋などの清掃作業など

●**交付率** 事業費の10/10
※京都府2/3、市町村振興協会1/3

●**交付金額** 30万円以内

●**対象経費例** ブラシ・スコップなどの資材や軍手・長靴などの消耗品代、がれき運送用のトラックなどの借上料や燃料費、ボランティアの募集チラシやボランティア保険料など

☎**南丹広域振興局企画振興室**

☎(0771)24-8430

☎<http://www.pref.kyoto.jp/chikiiryoku/>

台風21号で被災された方に対する災害見舞金

台風21号により生活の基盤となる住宅に被害を受けた市民を対象に、災害見舞金を交付します。

●**対象** 南丹市の住民基本台帳に記録されている方(現に市内に居住している方に限る)のうち、次のいずれかの被害を受けた住宅の世帯主

●**対象被害**

- ・全壊・流失：住家の損壊または流失した部分とその住家の延床面積の70%以上に達したもの
- ・半壊：住家の損壊した部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの
- ・床上浸水：住家の床より上に浸水したもの

●**見舞金の額**

- ・全壊・流失：10万円
- ・半壊：5万円
- ・床上浸水：3万円

●**申請方法** 平成30年3月30日(金)までに、南丹市災害見舞金交付申請書(兼口座振込依頼書)および罹災証明書(写し可)を、社会福祉課または各支所市民生活課に提出してください。

☎**社会福祉課**

☎(0771)68-0007

住宅再建費・住宅再建関連経費に対する補助制度

台風 21 号により生活の基盤となる住宅に被害を受けた市民を対象に、住宅再建費および住宅再建関連経費に対する補助を行います。

<住宅再建費に対する補助事業>

●**対象** 全壊、大規模半壊、半壊、一部破損(床上に達しない程度の浸水により生じたものは除く)、床上浸水の被害を受けた住宅(賃貸住宅を除く)の世帯主で、市内で住宅を建替、補修して引き続き居住する方

●**対象経費**

被災住宅の再建経費(建替、補修など)

※平成 32 年 10 月 30 日(金)までに支払が完了するもの

●**補助金額**

対象経費×1/3(基本算定式)

※対象経費が 50 万円以上の建替、購入、補修に関しては、基本算定式で割り出した補助金額が 50 万円未満でも、50 万円を補助します。ただし、対象経費が 50 万円未満の場合は、かかった経費の全額を補助します。

●**補助限度額**

	全壊	大規模半壊	半壊	一部破損 ・床上浸水
新築・建替	300 万円	250 万円	150 万円	50 万円
補修	200 万円	150 万円	150 万円	50 万円

●**申請方法** 平成 32 年 10 月 30 日(金)までに、南丹市地域再建被災者住宅等支援補助金交付申請書、罹災証明書(写し可)、対象経費の額を確認できる書類(工事費明細書など)および工事業者の見積書もしくは領収書の写しを、社会福祉課または各支所市民生活課に提出してください。

<住宅再建関連経費に対する補助事業>

●**対象** 全壊、大規模半壊、半壊、一部破損(床上に達しない程度の浸水により生じたものは除く)、床上浸水の被害を受けた住宅(賃貸住宅を含む)の世帯主

●**対象経費**

家具・家電製品の購入費用、被災住宅の清掃費用

※平成 32 年 10 月 30 日(金)までに支払が完了するもの

●**補助金額** 対象経費全額

●**補助限度額** 5 万円

※ただし、住宅再建費に対する補助事業と併用する場合は、住宅再建費に対する補助事業の補助限度額の内数となります。

●**申請方法** 平成 32 年 10 月 30 日(金)までに、南丹市地域再建被災者住宅等支援補助金交付申請書、罹災証明書(写し可)、対象経費の額を確認できる書類(領収書の写しなど)を、社会福祉課または各支所市民生活課に提出してください。

☎社会福祉課

☎(0771) 68-0007

被災者住宅再建費に対する補助制度

台風 21 号により生活の基盤となる住宅に被害を受けた市民を対象に、住宅再建費に対する補助を行います。

●**対象** 国、府または市が実施する他の補助事業の対象とならない被害を受けた住宅(賃貸住宅を除く)の世帯主で、市内で住宅を建替、補修して引き続き居住する方

●**対象経費** 被災住宅の再建経費(建替、補修など)

●**補助金額**

対象経費の 3 分の 1

※ただし、補助限度額は 10 万円

●**申請方法** 平成 30 年 3 月 30 日(金)までに、南丹市被災者住宅再建事業補助金交付申請書、罹災証明書(写し可)、対象経費の額を確認できる書類(工事費明細書など)および施工業者の見積書もしくは領収書の写しを、社会福祉課または各支所市民生活課に提出してください。

☎社会福祉課

☎(0771) 68-0007

被災者支援制度の受け付けを行っています

南丹市では、次の支援制度の受け付けを行っています。詳細は担当課にお問い合わせください。

項目	担当課	概要	必要なもの
固定資産税	税務課	所有の固定資産(土地、家屋、償却資産)について著しい損害を受け、一定の要件に該当する場合は、固定資産税の減免を受けることができます。	印鑑、罹災証明書、個人番号カードまたは通知カードと身分証明書(運転免許証など)
市府民税		自己の所有する財産に被害を受けた場合は、地方税法に規定する雑損控除の例により算出した額の減免を受けることができます。	印鑑、罹災証明書
市税の納付		財産について被害を受け、一定の要件に該当する場合は、市税の徴収猶予を受けられる制度があります。	印鑑、罹災証明書
国民健康保険税	保健医療課	<ul style="list-style-type: none"> 減免期間：10月～平成30年9月 罹災状況：住宅の床上浸水 減免割合：7/10 	世帯主の印鑑、罹災証明書、被保険者証
後期高齢者医療保険料		<ul style="list-style-type: none"> 減免期間：10月～平成30年9月 罹災状況：住宅の床上浸水 減免割合：1/2 ※所得要件有り	本人の印鑑、罹災証明書、被保険者証
国民年金保険料		所有する住宅、家財その他の財産の被害金額が、財産価格のおおむね2分の1以上の損害を受けたとき、減免を受けられる場合があります。	罹災証明書、印鑑、その他(お問い合わせください)

●問合せ先

内容	問合せ先	電話番号
固定資産税・市府民税・市税の納付	税務課	(0771)68-0004
	八木支所地域推進課	(0771)68-0020
	日吉支所地域推進課	(0771)68-0030
	美山支所地域推進課	(0771)68-0040
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料の減免	保健医療課	(0771)68-0011

農林業施設の災害復旧支援のお知らせ

台風 21 号で農地や農業用施設、林道、作業道、有害鳥獣防除施設が被災した場合、早期復旧に向けた支援を行います。なお、農林災害については、国により激甚災害に指定されたため、補助率をかさ上げしています。

<南丹市土地改良施設災害復旧事業>

- 対象 農地や用排水路、農道、揚水機などの復旧費
- ※対象経費は5万～200万円
- 補助率 9/10(上限額180万円)

<南丹市林道、作業道維持修繕事業>

- 対象 林道台帳ならびに作業道台帳登録路線の復旧費
- ※対象経費は5万～200万円
- 補助率 9/10(上限額180万円)

<南丹市有害鳥獣防除施設災害復旧事業>

- 対象 平成 28 年度までに南丹市が事業主体として設置した防除施設の現状復旧に要する資材経費
- ※個人で設置された施設は対象外
- 補助率 9/10

<共通事項>

- ・詳細はお問い合わせください。

☎農林整備課

☎(0771)68-0012

☎各支所地域推進課

☎八木(0771)68-0020

日吉(0771)68-0030

美山(0771)68-0040

農業関連の復旧支援事業のお知らせ

台風 21 号により被災した農業者の復旧を支援します。

●制度など

制度名 事業主体	対象	補助主体	補助率	上限額
農業者等復旧応援事業 販売農家または畜産農家※	農業用資材・機器の購入、機械・施設の修繕、被災農地の簡易復旧、商談会などへの出店料(次項制度との併給不可)	府 市(畜舎・鉄骨ハウスのみ)	府 1/2 市 1/2(府補助金の上限額を超えるものに限る)	府補助上限 10万円 市補助上限 100万円
野菜等生産施設災害復旧事業(パイプハウス) 3 戸以上の農業者団体など	被災パイプハウス(全壊、大破、中破)および付帯施設の復旧・撤去に要する経費(ビニールなどの被覆資材を除く)	府 市	府 1/2 市加算 復旧 1/10、 補強資材費に 1.5/10 追加、 撤去 1/2	350 円/㎡ (撤去事業費の上限)
野菜等生産施設災害復旧事業(育苗ハウス) 3 戸以上の農業者団体など	被災した育苗ハウスの復旧・撤去	市	復旧 6/10、 補強 1.5/10 追加、 撤去 10/10	350 円/㎡ (撤去事業費の上限)
野菜等生産確保緊急対策事業 3 戸以上の農業者団体など	生産回復のための肥料・農薬費、まき直しの種苗代など	府 市	府 1/2 市加算 1/10	作物・資材別の上限額あり
農業者等生産設備再建支援事業 販売農家または畜産農家	被災農業用機械などの再取得経費(耐用年数内の機械に限る)	府 市	府 3/10 市加算 3/10	府市各補助 10万円～ 100万円

※販売農家または畜産農家：経営耕地面積が 30a 以上または農産物販売金が 50 万円以上

※パイプハウスのビニール資材(張替え)に対する補助メニューが別途あります。(市 1/2 以内)

●補助金交付申請の提出期限 12月28日(木)

●提出先 農政課または各支所地域推進課

●一斉受付・相談日 次のとおり開催します。事業費がわかるもの(見積書、請求書、領収書など)があればご持参ください。

日程	時間	場所
12月4日(月)	いずれも午後 1 時 30 分～5 時	市役所本庁 2 号棟 3 階 301 会議室
12月5日(火)		日吉支所 3 階第 1 会議室
12月6日(水)		八木支所 1 階市民ルーム
12月7日(木)		美山支所 1 階大会議室

※詳細はお問い合わせください。

☎農政課 ☎(0771) 68-0060

☎各支所地域推進課 ☎八木(0771) 68-0020 日吉(0771) 68-0030 美山(0771) 68-0040